

＜新築住宅に係る固定資産税の減額制度＞

新築された住宅が、次の要件をみたす場合は、新たに課税される年度から3年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物^{*}は5年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額（居住部分で1戸あたり120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額されます。

また、認定長期優良住宅については、次の床面積の要件を満たす場合は、新たに課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物は7年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額（居住部分で1戸あたり120㎡相当分までを限度）が2分の1減額されます。

※3階建以上の木造家屋のうち、準耐火建築物に該当するものは、木造準耐火建築物であることの確認を行いますので、「建築確認申請書（写）」及び「検査済証（写）」又は「建設住宅性能評価書」を添付した「固定資産税減額申告書」をご提出いただきます。

〔新築年月日要件〕

平成17年1月2日 ～ 令和6年3月31日

〔床面積要件〕

種 類	対象となる部分	対象となる床面積の範囲
一戸建住宅	延床面積	50㎡以上 280㎡以下
住宅に店舗などが含まれている 併用住宅	居住部分の床面積 (居住部分の床面積が全体の1/2以上であること)	50㎡以上 280㎡以下
アパートなどの 共同住宅	独立的に区画された居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の面積をあん分し、加えた床面積	50㎡以上 280㎡以下 (貸家の場合は40㎡以上 280㎡以下)
マンションなどの 区分所有の住宅	専有部分のうち居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の床面積をあん分し、加えた床面積 (専有部分のうち居住部分が、その専有部分の1/2以上であること)	50㎡以上 280㎡以下 (貸家の場合は40㎡以上 280㎡以下)